

ネーミングライツ検討会議の検討結果について

近年、地方公共団体において、収入を確保するための手段として、「ネーミングライツ」（通称を命名する権利をいう。以下同じ。）を民間事業者等に付与する事業が数多く実施されているが、「ネーミングライツ」は、地方自治法等の法令に明文の規定がなく、その法的位置付けが確立されたものではない。また、本市においても、市民の意見を反映する手続等が必ずしも明確になっていない。

このような中、議会の関与が不十分なまま、「ネーミングライツ」が民間事業者等に付与されることを看過することはできない。

そこで、会派の代表者からなるネーミングライツ検討会議において、議会の関与の在り方を検討し、この度、次のとおり検討結果を取りまとめた。

1 議決事件の追加等

(1) 議決事件の追加

ア 追加する議決事件

京都市会基本条例を改正し、次の事項を議決事件に追加する。

＜追加する議決事件＞

通称を命名する権利の付与の対象とする施設（重要な公の施設に関する条例別表第1に掲げる施設に限る。）を定めること。ただし、当該施設の一部を対象とする場合を除く。

イ 議決事件の追加の理由

京都市美術館など、市民の利用に供する施設は、市民の税金等を財源として建設された、市民にとって愛着のある施設である。また、これらの施設の名称は条例で定められているところ、「ネーミングライツ」を付与することは、条例を改正せずに、施設の名称を変更するに等しい。

これらのことから、「ネーミングライツ」を付与することは、市民にとって大きな影響があるものといえる。

そこで、市民の意見を的確に市政に反映させる観点から、議決事件を追加することとした。

ウ 議案の提出のタイミング

議案の提出は、「ネーミングライツ」事業の実施決定の前となる。

(2) 議案の審査における資料

「ネーミングライツ」の付与に関する議案を審査するための資料として、施設の概要（設置目的、沿革、利用状況、その他施設の特徴等）を示す資料の提出を求める。また、これに加えて、「ネーミングライツ」事業の導入の背景、経過等を

明らかにするため、当該事業の概要（契約の相手方の募集方法、予定価格、契約期間、選定方法等）を示す資料の提出を求める。

2 「ネーミングライツ」事業の関連規定の整備

「ネーミングライツ」事業について、事業執行への責任を執行機関が果たし、市民の意見が的確に反映されるよう、次のア及びイのとおり要望する。また、この要望の趣旨を踏まえて、当該事業の関連規定を整備することを求める。

- ア 京都市ネーミングライツ審査委員会（※1）の審査の後、契約の前に、契約の相手方などの当該審査の結果を市会に報告すること。
- イ 「事業の実施決定・公募前」の報告（※2）及び上記アの報告に対する市会の議論を尊重すること。

※1 現行の京都市ネーミングライツ事業実施要綱（以下「要綱」という。）では、京都市ネーミングライツ審査委員会において、「ネーミングライツ」事業の審査を行うこととされている（第9条）。

※2 現行の要綱では、「事業の実施決定・公募前」に、施設等、募集方法、予定価格、契約期間、選定方法等の概要を常任委員会に報告することが規定されている（第7条第3項）。